

○法人文書の開示の実施方法を定める 規程

〔平成20年10月1日〕

〔総務規程第18号〕

（目的）

第1条 この規程は、情報公開規程（平成20年総務規程第14号。以下「規程」という。）に基づく輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）における法人文書の開示の実施の方法について定めることを目的とする。

（開示の実施の方法）

第2条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧するものとする。

（1）文書又は図画（次号に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（規程第14条ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）

（2）写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付するものとする。

（1）文書又は図画（第5号に該当するものを除く。）を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により日本工業規格A列1番若しくは日本工業規格A列2番の用紙に複写したもの（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの

- (2) 文書又は図画(第5号に該当するものを除く。)を複写機により用紙にカラーで複写したもの
 - (3) 文書又は図画(第5号に該当するものを除く。)をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に複写したもの
 - (4) 文書又は図画(第5号に該当するものを除く。)をスキャナにより読み取ってできた当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。)に複写したもの
 - (5) 写真フィルムを印画紙に印画したもの
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
 - (3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、会社が保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、1の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの
 - イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

- ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）
 - ニ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
 - ヘ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
（その他）
- 第 3 条 この規程の改廃は、「規程管理規程」（平成20年総務規程第13号）の定める手続きに従い行うものとする。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。